

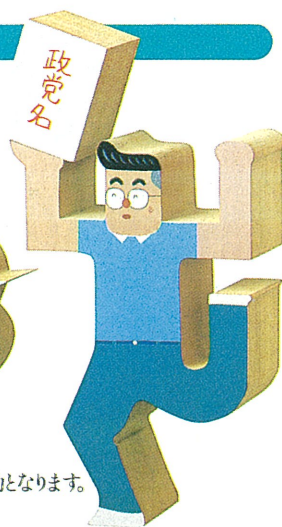
## 比例代表選出議員の選挙(旧全国区)

# 比例代表選挙は(全国を単位として) 政党に投票する選挙です。

昭和58年の参議院通常選挙から、参議院全国区制が改正され、比例代表選挙となりました。

比例代表選挙は候補者個人ではなく政党に投票する選挙です。大切な一票を間違いのないよう投票しましょう。

お間違いのないように!  
こちらは、  
政党名です。



### 1 投票は政党名で。候補者名を書くと無効です。

●投票用紙には政党の名称または略称を記入します。●候補者個人名を記入すると無効となります。

### 2 政党の選択は、候補者名簿や政策をよく見て。

- 立候補は政党(政治団体)が候補者名簿を提出して行います。個人による立候補は認められません。
- 候補者名簿に誰をどのような順位でのせるかは、各政党が決定しますが、その決定は適正に行うことが求められています。
- 有権者は候補者名簿や各政党の政策をよく見て選ぶ政党を決めます。

### 3 選挙運動は政党が。候補者個人ではできません。

●選挙運動や選挙期間中の政治活動は、すべて政党が行います。●候補者としての選挙運動はできません。

### 4 当選者は、各政党の得票数に比例して決まります。

- 当選人数は、各政党の得票数に比例して配分されます。
- 当選人は、各政党の候補者名簿に記載された順位により、上位から順に決まります。

## 選挙区選出議員の選挙(旧地方区)

# 選挙区選挙は(都道府県を単位として) 候補者個人に 投票する選挙です。

こちらは、  
候補者名  
です。



参議院選挙の選挙制度について、なお不明な点がございましたら、お近くの市区町村または都道府県の選挙管理委員会へお問い合わせください。

衆・参両院議員選挙  
最高裁判所裁判官国民審査

7月6日

福岡県選挙管理委員会 福岡県明るい選挙推進協議会

